

公益社団法人大阪市シルバー人材センター傷害保険金給付表

(平成28年4月現在)

	傷 害 の 程 度			
	死 亡	入 院	通 院	後 遺 障 害
支給条件	事故が原因で、事故日から180日以内に死亡したとき	事故のため入院し、平常の生活機能を失ったとき	事故のため、平常の生活機能が減少し、入院によらず医師の治療を受けたとき	事故日から180日以内で、身体に後遺症が残ったとき (* 医師の認定が必要)
給付額	1,000万円	1日あたり 3,000円 ただし、事故日から180日以内	1日あたり 2,000円 ただし、事故日から180日以内の90日限度(就業日を除く)	18万円~1,000万円の範囲内で障害の程度による

※ 就業日(実際に就業した日)に通院された場合は、通院保険金の給付対象になりません。(事故日を除く)

※ 保険金の請求には医療機関が発行する診断書の提出が必要です。